

京都市地方バス路線維持費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、本市市域において、過疎現象等による輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に鑑み、地域住民の生活交通路線の確保方策の一環として、国と地方公共団体が適切な役割分担を図りつつ、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るための補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象路線)

第2条 本要綱によって、補助金を交付する対象となるバス路線は、「京都市地域公共交通計画協議会」（以下「協議会」という。）において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、京都市長が指定する路線とする。

(対象期間)

第3条 対象期間は、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、第2項、第3項及び第4項に掲げる金額とする。

なお、第2項第1号及び第4項に掲げる数値及び金額は、全て補助対象路線1路線当たりのものとする。

第2項第2号及び第3号並びに第3項第1号に掲げる数値及び金額は、全て補助対象路線1路線当たりのものとし、金額の算出方法は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）別表2によるものとする。

第3項第2号に掲げる数値及び金額は、平成29年度以降に購入された補助対象車両のものとし、金額の算出方法は国要綱別表12によるものとする。

2 京都府内の複数の市町を経由するバス路線においては、以下の（1）、（2）及び（3）に示すそれぞれの金額に、補助対象路線の延長のうち、京都市域に係る路線の延長の割合を乗じた金額の合計額とする。

（1）運送収入が、1日当たり15人輸送した場合の運送収入の見込額に満たない場合、その不足する人数分の乗車券の購入に要する金額

- (2) 経常収益の見込額が、経常費用の見込額の20分の11に満たない場合、その不足する金額
- (3) 1日当たりの輸送量を乗車密度5人で除して算出されるみなし運行回数を、実際の運行回数で除した場合、その不足する金額
- 3 申請時点で始点から終点までの全ての区間が本市内で完結する路線である場合は、以下の(1)及び(2)に示すそれぞれの金額とする。
 - (1) 協議会において、地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金として地域間幹線系統確保維持計画に策定された補助対象路線に係る市区町村負担額
 - (2) 協議会において、地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金として地域間幹線系統確保維持計画に策定された補助対象車両に係る市区町村負担額
- 4 本市及び京都府外の市町を経由する路線である場合は、協議会において、地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金として地域間幹線系統確保維持計画に策定された補助対象路線に関して、関係市町で協議して定めた負担額とする。

(交付対象)

第5条 補助金交付対象団体は、以下のとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号に係る補助対象は、京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に定める地域自治を担う住民組織又はその住民組織が推薦する団体
- (2) 前条第2項第2号及び第3号並びに第3項及び第4項に係る補助対象は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営するもの

(補助金の交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、以下のとおりとする。

第4条に係る申請は、京都市地方バス路線維持費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了後に行うものとする。

- (1) 乗車券の配布実績（第4条第2項第1号）
- (2) 国要綱に規定する補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る。）（第4条第2項第2号及び第3号並びに第3項及び第4項）
- (3) その他、市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 条例第12条第1項の規定による決定の通知は、京都市地方バス路線維持費等補助金交付決定通知書(第2号様式)によって行うものとする。

2 市長は、前項の規定により申請者に市補助金の交付の決定を通知する場合において、必要があると認めたときは、条件を付するものとする。

3 第5条第1号の団体は、乗車券の購入先に対して本市からの交付金額を速やかに納め、本市に対して乗車券を購入したことを証する書類を提出することとする。

(申請の取下げ)

第8条 条例第13条の規定により申請の取下げを行おうとする者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、条例第22条第1項各号に掲げるもののほか、条例第12条第1項の規定による通知を受けた者がこの要綱の規定に違反したとき又は第8条に規定する書面の提出があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(提出場所)

第10条 この要綱に定める市補助金の申請書その他の書類は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室に提出するものとする。

(附則)

1 この交付要綱は、平成17年4月1日から適用する。(平成17年3月29日決定)

(附則)

1 この交付要綱は、平成20年4月1日から適用する。

(附則)

1 この交付要綱は、平成22年4月1日から適用する。

(附則)

1 この交付要綱は、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この交付要綱は、平成26年6月16日から適用する。

(附則)

- 1 この交付要綱は、平成28年5月31日から適用する。

(附則)

- 1 この交付要綱は、平成29年7月1日から適用する。

(附則)

- 1 この交付要綱は、平成30年12月1日から適用する。

(附則)

- 1 この交付要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この交付要綱は、令和6年10月1日から適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地

申請者名

代表者名

年度京都市地方バス路線維持費等補助金交付申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、下記のとおり、
年度京都市地方バス路線維持費等補助金を申請します。

記

1 補助対象事業

2 補助申請理由

3 経費の配分

（第 4 条第 3 項第 2 号の申請をする場合は、補助対象車両数を記載すること。）

4 補助金交付申請額 金 円

5 補助対象事業の着手日及び完了期日

事業着手年月日 年 月 日

事業完了年月日 年 月 日

6 添付書類（あれば記載）

（第 4 条第 2 項第 1 号の申請をする場合は、乗車券等の配布実績が分かるものを添付すること。）

第 2 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長

年度京都市地方バス路線維持費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度京都市地方バス路線維持費等補助金について下記のとおり条件を付けて交付することを決定したので、京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、通知する。

記

- 1

補助対象経費

金

円
- 2

補助金交付額

金

円
- 3

条件